

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで	秩父市定峰字久保田五九四番二地 先から同市定峰字久保田五九四番	区 間
一一・一〇〇一五・六二	八・七五〇一二・七七	敷地の幅員 (メートル)
六七・二五		延長 (メートル)
		備 考